

「圧力モニター PAP10」

【警告】

- 警報音開口部や排気穴を塞がないでください[誤動作防止のため]。
- 警報音が鳴った場合は使用を中止してください[圧測定、圧表示が正しくできないため]。

【禁忌・禁止】

- ・直射日光の当たる場所、高温、高湿になる場所に設置及び保管をしないでください[プラスチック部材やパネルの劣化を防止するため]。
- ・水、薬品をかけないでください[プラスチック部材やパネルの劣化を防止するため]。

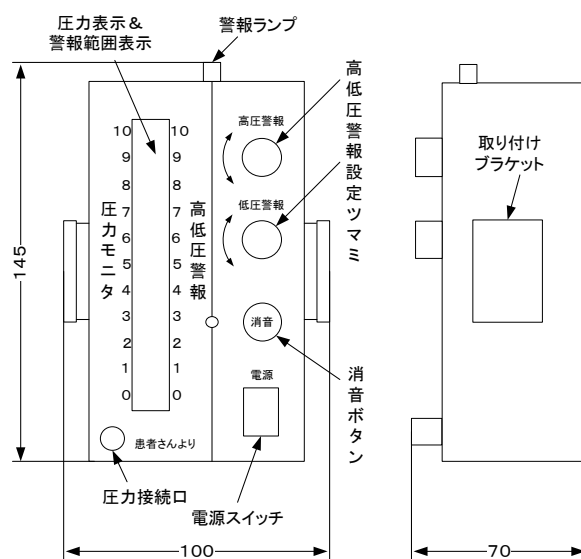
【形状・構造及び原理等】

1. 構成

本体 1、ポール取り付けブラケット 1、添付文書 1

2. 寸法（mm）及び重量（g）

重量 600g



3) 低圧警報

低圧警報設定の変更をするためのツマミです。変更はツマミを押し回しします、時計回りで高く、反時計回りでは低くなります。

4) 警報発生

高圧警報の発生状態では即時警報が発生し、低圧警報は発生状態が 3 秒維持された後警報が発生します。高圧警報は早い断続、低圧警報は遅い断続となります。警報はパネル面の圧力表示 LED、高圧警報範囲表示 LED、器械上面のランプ、ブザー音で知らせます。背面の音量調節ツマミで警報音量を調節してください。

5) 消音

警報発生時消音ボタンを押せば 2 分間の消音となります。

警報が発生していない状態で消音ボタンを押しても 2 分間の消音ができます。

警報停止 10 秒前から LED、ランプ、ブザーの断続が早くなります、消音延長が必要な場合はもう一度押してください、押した時点から 2 分間の消音となります。

早い 2 度押しで消音は解除します。

6) 取り付け

本体の左右側面に付いている取り付けブラケットをポール取り付けブラケットに取り付けます、ポール径 $\Phi 10 \sim \Phi 42$ のポールに取り付ける事ができます。

また専用の取り付けプレートに本体底面の 2 ヶ所の取り付けネジを使い O A 2 0 1 5 F と並べて取り付けの事ができます（その場合両機が合わさる側の取り付けブラケットは取り外してください）

3. 原理

1) 圧力の測定

本体前面パネル面の電源スイッチを ON し圧力接続口にモニターチューブを接続して回路圧力を導入すればパネルの圧力モニター部にバーグラフで圧力を表示します。

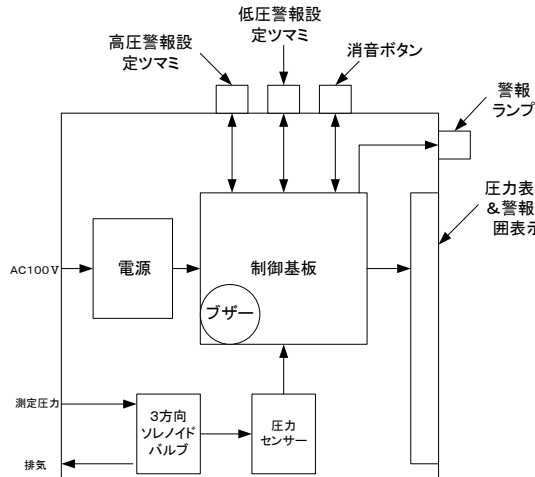
（器械内部の圧力センサーに導入される圧力により、圧力分の LED を点灯させます）

2) 高圧警報

高圧警報設定の変更をするためのツマミです。

変更はツマミを押し回しします、時計回りで高く、反時計回りでは低くなります。

機能説明



【使用目的】

人工呼吸器用呼吸回路の圧力を測定します。

【操作方法又は使用方法等】

1. 組み立て

- 器械の両側面に付いているポール取り付けブラケットにより器械をポールに取り付けてください。
- 器械の背面の有る電源コネクタに電源コードを差し込みAC100Vを供給してください
- 器械の圧力接続口にモニターチューブを接続してください。

2. 作動チェック

- 本器を患者に使用する前に以下のテストを行ってください。
- 組み立てた状態で電源スイッチをONしパネル面のLEDが全点灯する事を確認して下さい。
- 圧力を供給し0～10cmH₂Oの間のLED表示を確認してください。
- モニターチューブを外して3秒後警報が発生するかを確認してください。
- 接続したモニターチューブに高圧警報値以上の圧力をかけ高圧警報が発生するか確認してください
- 警報状態で消音ボタンを押し消音出来るか確認してください。
- 正常運転状態で消音ボタンを押し、その後モニターチューブを抜いた時、消音となっているか確認してください。

3. 警報の変更

- 高圧警報・低圧警報共設定の変更はツマミの押し回しをして行います。
- 時計回りで警報値は高く、反時計回りで警報値は低くなります。

【使用上の注意】

- 使用温度範囲は+5℃～+40℃です
- 正常に作動しない場合は使用しないで直ちに修理を受けてください。
- 測定ガスに汚れや塵埃、湿気が多いと故障の原因になります、医療用フィルターを使用して下さい。
- EOG滅菌が可能です。
- 中性洗剤等を使って外面を清拭してください、液

体が器械内に入らない様に注意してください。

- オートクレーブやプラズマ滅菌はできません、液体に浸さないでください、強い溶剤を含んだクリーナーは使用しないでください、樹脂の割れやラベルの剥がれが起きます。

【保管方法及び有効期間等】

- 保管温度 -20℃～+60℃
- 相対湿度 10～90%以下（非結露）
- 本器の使用期間は購入後7年です

【保守・点検に係る事項】

1. 使用者による保守点検事項

- 使用前点検は破損、汚れ、各部の緩み、警報を確認してください。
- 3か月に一度は使用前点検に加え各部品に変形や劣化が無いかなど、より詳しく本器の状態を確認してください。

2. 業者による保守点検事項（有料）

- 突然のトラブルを未然に防ぐために定期点検（2年毎）が必要です。
- 但し使用する状態によって期間は大きく異なります、仕様を満たさなくなった場合、直ちに保守点検が必要です。

お願い

本器を修理として戻される場合には清拭をしてからお返し下さい、感染症等の恐れが有る場合にはお受け取り出来ないのご承知ください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 有限会社サンユーテクノロジー
TEL 048 - 951-3627
製造業者 有限会社サンユーテクノロジー

販売代理店：イワキ株式会社

東京都荒川区東日暮里4丁目12番1号
シンコービル4階
03 - 6733 - 0224